株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第１項第２号、第 801 条第３項第３号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

令和３年３月 20 日

株式会社ＭＣＪ

株式会社ユニットコム

株式交換に係る事後開示事項

令和３年３月 20 日

埼玉県春日部市緑町六丁目 14 番 53 号
株　式　会　社　Ｍ　Ｃ　Ｊ
代 表 取 締 役　　髙 島　勇 二

大阪市浪速区日本橋 4 丁目 16 番 1 号
株 式 会 社 ユ ニ ッ ト コ ム
代 表 取 締 役　　端 田　泰 三

株式会社ＭＣＪ（以下「ＭＣＪ」）及び株式会社ユニットコム（以下「ユニットコム」）は、令和３年２月 25 付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」）に基づき、令和３年３月 19 日を効力発生日として、ＭＣＪを株式交換完全親会社、ユニットコムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第１項第２号、第 801 条第３項第３号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第１号）
　　令和３年３月 19 日

２．株式交換完全子会社における会社法第 784 条の２、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第２号）

（１）会社法第 784 条の２の規定による請求（株式交換の差止請求）に係る手続きの経過
　　会社法第 784 条の２の規定に基づく本株式交換の差止請求を行ったユニットコムの株主はおりませんでした。

（２）会社法第 785 条の規定による手続き（株式買取請求）の経過
　　ユニットコムは、会社法第 785 条第３項の規定により令和３年２月 26 日付で、ユニットコムの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるＭＣＪの商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第１項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

（３）会社法第 787 条の規定による手続き（新株予約権買取請求）の経過
　　該当事項はありません。

（４）会社法第 789 条の規定による手続き（債権者異議）の経過
該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

（１）会社法第 796 条の２の規定による請求（株式交換の差止請求）に係る手続きの経過
ＭＣＪは、会社法第 796 条第２項本文の規定により、会社法第 795 条第１項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の２の規定による株式交換の差止請求を行うことができるＭＣＪの株主はいないため、該当事項はありません。

（２）会社法第 797 条の規定による手続き（株式買取請求）の経過
ＭＣＪは、会社法第 797 条第３項及び第４項第１号の規定により、令和３年２月 27 日付で、ＭＣＪの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるユニットコムの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、ＭＣＪは会社法第 796 条第２項本文の規定により、会社法第 795 条第１項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第１項の規定による株式買取請求を行うことができるＭＣＪの株主はいないため、該当事項はありません。

（３）会社法第 799 条の規定による手続き（債権者異議）の経過
該当事項はありません。

４．本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）
本株式交換によりＭＣＪに移転したユニットコムの株式の数は、１株となります。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

（１）ＭＣＪは、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき、本株式交換に反対の意思を表明したＭＣＪの株主はおりませんでした。

（２）ユニットコムは、会社法第 784 条第１項の規定に基づき、会社法第 783 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。

（３）ＭＣＪは、本株式交換に際して、本株式交換によりＭＣＪがユニットコムの発行済株式（但し、ＭＣＪが保有するユニットコムの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以

下「基準時」）におけるユニットコムの株主（但し、ＭＣＪを除きます。）に対して、その所有するユニットコム株式１株につき、ＭＣＪの普通株式 1,481 株を割当てました。なお、ＭＣＪが交付した普通株式の総数は 1,481 株であり、交付した株式の全てについて、ＭＣＪが保有する自己株式を充当しております。

（４）本株式交換により増加したＭＣＪの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

資　本　金：　０円

資本準備金：　会社計算規則第 39 条に定める株主資本等変動額

利益準備金：　０円

以上